

県立赤穂高等学校特別教室空調設備設置に関する協定書

兵庫県立赤穂高等学校（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、乙の落札した県立赤穂高等学校特別教室空調設備リース（以下「賃貸借契約」という。）のための空調設備（以下「物件」という。）の設置に関して、下記の条項のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、別紙の賃貸借契約に係る物件の設置に関し、甲と乙の合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行することを目的とする。

（期間）

第2条 協定期間は、令和 年 月 日から設置完了の日までとする。

（総則）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づき、設計図書（仕様書、添付図面）に従い、日本国の法令を遵守し、物件の設置を行わなければならない。

2 乙は、この協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（現場代理人）

第4条 乙は、現場代理人を定めて工事現場に設置し、その氏名及び管工事に関する経歴を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 現場代理人は、この物品の設置に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、この協定に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 現場代理人は管工事に関し、5年以上の実務経験を有する者とする。

（物件の検査及び設置完了）

第5条 甲は、設置された物件について検査を行い、協定の内容に適合することを確認したとき、設置完了確認書を乙に発行するものとし、この発行をもって当該物件の設置が完了したものとする。

2 物件の規格、仕様、品質、性能その他が協定の内容に適合しないものであったときは、甲は、直ちにこれを乙に書面で通知し、これを解決した後、設置完了確認書を発行するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所
兵庫県立赤穂高等学校長 菊川 泰

乙 住 所
商号又は名称
代表者氏名